

ご家族各位

(公財) 仙台市医療センター
介護老人保健施設 茂庭台豊齢ホーム
施設長 仲田 勲生

日頃から、(公財) 仙台市医療センター茂庭台豊齢ホームの通所リハビリテーションをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、平成 27 年 4 月から介護報酬が改定されるにことになり、介護報酬の改定内容をお知らせいたします。ご利用いただいている皆様にはお手数ですが、再度、契約書の取り交わしが必要になります。担当相談員から連絡しますので、お手続きをお願いします。

通常規模型リハビリテーション費

< 6 時間～8 時間 > (改定前)			< 6 時間～8 時間 > (改定後)	
要介護 1	6 7 7 単位	⇒	要介護 1	7 2 6 単位
要介護 2	8 2 9 単位	⇒	要介護 2	8 7 5 単位
要介護 3	9 7 9 単位	⇒	要介護 3	1 0 2 2 単位
要介護 4	1 1 3 2 単位	⇒	要介護 4	1 1 7 3 単位
要介護 5	1 2 8 3 単位	⇒	要介護 5	1 3 2 1 単位

その他加算（網掛けのところが基本的に算定される単位となります。）

入浴介助加算 50 単位／日（対象者算定）

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） 230 単位／月（対象者算定）

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） 開始月から 6 ヶ月以内 1020 単位／月

開始月から 6 ヶ月超 700 単位／月

- * リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）については同時算定不可
- * 当面、当ホームではリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）を算定していきます。（Ⅱ）を算定するときには、こちらからご連絡いたします。

短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院（退所）日又は認定日から起算して 3 ヶ月以上 110 単位／日（対象者算定）

- * 1 ヶ月以内、1 ヶ月超 3 ヶ月以内の区別無し

送迎を行わなかった場合 所定単位数から 47 単位減算する (対象者減算)

サービス提供体制強化加算 (I) イ 18 単位/回 (利用毎算定)

- * 介護福祉士 5 割以上
- * 区分支給限度基準額の算定には含めない

延長加算 (6 時間以上 8 時間未満の通所リハビリの前後に日常生活上の世話を行った場合)

8 時間以上 9 時間未満 ⇒ 50 単位/日

9 時間以上 10 時間未満 ⇒ 100 単位/日

10 時間以上 11 時間未満 ⇒ 150 単位/日

11 時間以上 12 時間未満 ⇒ 200 単位/日

12 時間以上 13 時間未満 ⇒ 250 単位/日

13 時間以上 14 時間未満 ⇒ 300 単位/日

認知症短期集中リハビリテーション加算 (I) (対象者算定)

退院 (退所) 日又は通所開始日から起算して 3 ヶ月以内 240 単位/日

認知症短期集中リハビリテーション加算 (II) (対象者算定)

退院 (退所) 日又は通所開始日の属する月から起算して 3 ヶ月以内 1920 単位/月

- * リハビリテーションマネジメント加算 (II) を算定していることが条件

生活行為向上リハビリテーション実施加算 (対象者算定)

開始月から起算して 3 ヶ月以内 2000 単位/月

開始月から起算して 3 ヶ月超 6 ヶ月以内 1000 単位/月

- * リハビリテーションマネジメント加算 (II) を算定していることが条件
- * 短期集中個別リハビリテーション又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しない。
- * この加算を算定した場合、利用が 6 ヶ月を超えると所定単位数の 15/100 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

介護予防通所リハビリテーション費

<改定前>

<改定後>

要支援1 2433単位/月 ⇒ 1812単位/月

要支援2 4870単位/月 ⇒ 3715単位/月

運動機能向上加算 225単位/月 (利用月算定)

事業所評価加算 120単位/月 (利用月算定)

*平成27年4月から算定可となりました。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (利用月算定)

要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月

ご不明な点などございましたら、お手数をおかけしますが、下記担当者までお問い合わせ下さい。

今後ともよろしく願いいたします。

支援相談員 堀籠・齋藤・高坂 電話番号 281-3190